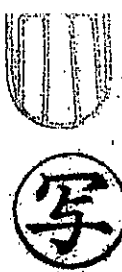


朝日町告示第10号



字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営農地整備事業笹川地区 横尾換地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和4年3月16日

朝日町長 笹原 靖



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
朝日町	横尾	江口	77番、79番、80番1、80番2、81番、82番、83番、84番、85番、86番、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番2、90番3、91番、92番1、146番
	横尾	内ノ平	116番2、125番、130番、132番、133番1、133番2、134番、136番、137番2、138番1、138番2、139番1、139番2、139番3、140番、141番、142番1、142番2、143番、145番
	横尾	地藏免	151番6

上記の区域内にある公有地の全部を含む。